

## 産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第5回）-議事要旨

日時：平成27年4月3日（金曜日）16時00分～18時00分

場所：経済産業省本館17階 第3特別会議室

### 出席者委員

#### 委員

松本座長、大淵座長代理、沖野委員、奥邨委員、角委員、後藤委員、角田委員、道垣内委員、早川委員、山本委員、横山委員

#### 準則起草者

市川弁護士、伊藤弁護士、稲益弁護士、井口弁護士、上沼弁護士、生野弁護士、森弁護士、森岡弁護士、吉澤弁護士

#### オブザーバー

柘植総務省消費者行政課専門職、秋山文化庁著作権課課長補佐、深津特許庁制度審議室法制専門官、中本経済産業省文化情報関連産業課課長補佐

#### 事務局（情報経済課）

佐野課長、角田課長補佐、明石課長補佐、北元課長補佐

### 議題

- 開会
- 討議
  - ITを利活用した新サービスを巡る制度的論点について
- 今後の予定
- 閉会

### 議事概要

#### 1. 開会

IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料2を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

#### 2. 討議

事務局から資料3を用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

##### （1）IoTデータの利活用について

- 出自がIoTデータだからといってデータベースの創作性が認めたいわけではなく、データの加工の程度等によるので、この点を意識した議論の整理が必要である。
- データ取得にかかる合意形成については、その方法だけでなく、合意の内容（例えば、オプトアウトを設ける必要性等）も重要であり、ガイドラインを作成するようなことがあればこの点も検討すべきである。
- データ取得のための合意形成に当たっては、データを取られる側のプライバシーを侵害しない形で行うこと、取得対象のデータ情報を明らかにすることが重要である。
- データの集合が産業政策にも影響するようになってきているので、利活用を進めるために、何がプライバシーの対象なのかの切り分けをし、重要なデータについて取得のための合意形成のルール整備を行うことは方向性として正しい。

- 情報の組み合わせによってプライバシーに対する危険が生じ得ることにも留意が必要である。
- データ使用目的には様々あり、特定の人の情報として使う場合と、ある属性の人の集合の情報として使う場合とでは、その使用の仕方も異なるといえる。

## (2) 越境サービス提供に対する適用法令について

- 我が国への越境サービスに限らず、国境を越えるサービスとして広くとらえるべきである。
- 法令の域外適用については、これまで法令には明記されることは少なく運用に委ねられてきたが、そのために適用関係が不明であり域外適用が躊躇されてきたという問題が生じてきた。また、執行が難しいことは域外適用を規定しないという理由にはならないと考える。
- 域外適用の問題意識として、外国事業者が日本の消費者をターゲットにしている場合があること、事業者自身が越境サービスと意識していなかったりすることも把握しておくべきである。

## (3) クラウドサービスにおけるデータ消失時の責任について

- 現行法を前提とした免責条項等についての過失の意義や軽過失・重過失で分ける考え方を、民法改正後も維持できるのか検討する必要があるのではないか。
- クラウドサービスを視野に入れて他分野の裁判例にも照らしながら、具体的にどのような場合に重過失になるのか分析して示すべきである。
- クラウドサービスにおけるデータ消失については、人間のミスだけではなく、システムの脆弱性の場合も想定して検討すべきである。

## (4) シェアリング仲介サービスについて

- 仲介事業者の存在が信用を生んでいるという状況もあり、また、シェアリングの形態によっては人身の安全にも及びかねないため、仲介事業者の責任を考える必要があるのではないか。
- 事業面を重視して推進すべきという議論だけでなく、関連法規の政策的背景にある趣旨を十分に理解して議論がなされるべきである。

---

## 3. 今後の予定

---

事務局から資料4を用いて説明を行った。

### 関連リンク

[IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの開催状況](#)

### お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課  
電話：03-3501-0397  
FAX：03-3501-6639

---

最終更新日：2015年4月7日